

# 第76回議会運営委員会記録

令和3年9月3日

【開催日】 令和3年9月3日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後10時28分～午前11時15分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【出席委員外議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸

【欠席委員外議員等】

議員	吉 永 美 子		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

なし

【参考人】

参考人	樋 口 晋 也		
-----	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
庶務調査係長	田 中 洋 子	主査兼議事係長	中 村 潤之介
議事係主任	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書
- 2 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 3 政務活動費の交付に関する条例の一部改正について・・・資料1
- 4 会派について
- 5 議長任期について

6 陳情書(山田伸幸議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について)

追加資料・・・資料2

7 その他

---

午前10時28分 開会

---

長谷川知司委員長 おはようございます。開会が遅れてすみません。大変お待たせしました。ただいまから、議会運営委員会を開催します。なお、本日吉永議員から欠席届が出ておりますので、報告します。最初に、今日の付議事項1であります。吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書について、陳情者であります樋口晋也さんから対面式の希望がありましたので、そのことを皆さんにお諮りします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)では、対面式ということで、進めさせていただきます。なお本日の付議事項は、1から7までありますが、まず1を進めたいと思います。では参考人、どうぞお座りください。

(樋口晋也参考人 傍聴席から移動し、参考人席に着席)

長谷川知司委員長 それでは委員会を代表して、参考人の樋口さんに一言御挨拶申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。本日の議事につきましては、本陳情書について、参考人の方から説明していただき、その後、質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言していただきますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、御了承願います。では、陳情書の内容について、参考人から説明を求めます。

樋口晋也参考人 おはようございます。陳情書を御覧になっていただいたら分かりますように、吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書ということで、6月10日付けのモニター意見について、一般質問についての質問をモニターとして出して、この取扱いについて、議会運営委員会ではなくて広聴特別委員会に取り扱うという議決がなされました。議事録を見ていただければ分かると思いますが、議運で諮るべきではないかという委員の発言があったにもかかわらず、委員長の強権的な議事整理権によって、吉永委員長主導でそのように決定しました。これは、吉永委員長だけの問題ではなく、委員会が議会のルールを破った運営であると私は認識しております。ですから、この委員会運営が適切に行われなかった、適切な議事整理権に基づいて決定されなかったというこの事実を議会運営委員会は重く受け止めていただいて、適正な割り振りを広聴委員会に求めることが、議会運営を司る議会運営委員会の役割ではないかと思っております。慣例主義なのか原理主義なのか、そこはやはり個人の主義主張によって様々だとは思いますが、やはり原理原則というものを、一度決めたからひっくり返すのはどうなのか、議運に投げるのはどうなのかということではなくて、やはり原理原則に基づいて、議会運営に関わることは議会運営委員会が扱うんだということを、議会の筆頭の――筆頭というかな、特殊な委員会でありますので、そのことを踏まえて、広聴特別委員会に対して、これは議会運営委員会で扱うべき案件であるという形で運営していただきたいということです。以上です。

長谷川知司委員長 ただいま樋口さんから意見が述べられました。これについて皆様方から質疑がありましたらお願いします。ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで樋口さんからの陳述の説明を終わらせていただきます。では、ここで一旦休憩します。

---

午前10時33分 休憩

---

（樋口晋也参考人 退室）

---

午前10時38分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて、議会運営委員会を再開します。一応席は、対面式から元の委員会方式に戻したところであります。それでは、樋口晋也さんから意見陳述がありました。このことについて、皆様に意見を求めます。

高松秀樹委員 陳情書を見てみると、「6月10日付けモニター意見の「5.今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち議員がしかも本会議場の一般質問である内容とは思えません」についての審査で担当委員会を広聴委員会としたことの取消し及び本件についての担当委員会を議会運営委員会とすること」。これが陳情内容です。書かれているとおり、広聴委員会でこの審査を受け持つことになりました。そもそもモニター意見の所管は広聴特別委員会だと思っております。また、広聴特別委員会では、簡易採決において、この意見を広聴特別委員会で取り扱うことを正当に議決しました。さらに、今日、先ほど広聴特別委員会で、このモニターの意見に対して議論して、既に一定の結論を出しておる状況です。その上から見ても、議会運営委員会に差し戻す必要はなく、この広聴特別委員会の決定を尊重すべきと思います。

長谷川知司委員長 高松委員から、先ほどの広聴特別委員会の経過も含めて説明がありました。皆さんからほかに意見があればお願いします。

河野朋子委員 7月8日に広聴特別委員会が開かれて、そのときの記録をちょっと読んだんですけど、それを見ると、何名かの方が「これは議運で取り扱うべきじゃないか」とか「議運で議論してほしい」というような意見が出ていたんですね。全く一つにはまとまってなかったという印象

は受けたんです。そうしますと、結局、採決は挙手で決めたということなんですか。その辺を確認したいんです。議事録から見ると真っ二つじゃないけど、結構、半々ぐらいに分かれているイメージがあったので、その辺をちょっと確認させてください。

長谷川知司委員長 私から言っていていいですかね。（「分かれば」と呼ぶ者あり）3名の方がたしか議会運営委員会でやってもいい、あるいはやったらどうかという意見でした。委員は9名ですか、そういう中で3名ぐらい。それで採決したわけではなくて、審議の流れから、委員長が今までの結果を含めて、広聴特別委員会でやるということで、そのようにしますと言われたんですが、それについての異論はなかったです。以上です。

山田伸幸議員 私も委員会記録を見させていただいたんですが、非常に違和感を持ったんです。というのも、委員長が進めながら、自らのことを弁明するような場面が何度も出てきたんですね。本来なら、委員長の席を降りて、参考人等として言うべき、そういう場で言うべきことが、弁明みたいな形で言われた。委員長席で言うのは非常に間違っただり方ではなかったか。先ほども中継を少し見させていただきましたけど同様なことがまだ続いているのではないかなど。やはりここはしっかりと委員長のことであるわけですから、副委員長に進行を任せるべきじゃなかったかなと思います。

高松秀樹委員 事務局にお尋ねしますが、吉永委員長はこの案件に対して除斥対象になるんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 除斥ではないと判断して、委員長席に座って進行しています。事務局はそうではないと解釈していました。

高松秀樹委員 そうなると今山田委員の言われる委員長席を降りてとは、どういう意味なんでしょうか。委員長席を降りてというのは。

山田伸幸議員 委員長は全体の取り仕切りですから、誰がどういう発言をするにしても、委員長が自ら指名して、その人の発言を求めるわけですけど、7月4日の委員会を見ると、そういうのを抜きに自分で自分の発言の機会を作って発言しておられるというのを見て、これはやはり違うなど感じたわけです。

高松秀樹委員 この山陽小野田市議会の委員会運営における委員長の発言に対する問題提起だと思っております。そもそも委員長は公平中立であるべきであって、通常の委員会でも委員長自らの意見を言うことは差し控えるというのが通例だと思っております。でも、この山陽小野田市議会においては、委員長が委員長自らの意見を言うことをずっと容認されておると思います。だからその部分については基本的な問題はないと。ただし、山田議員が言われるように、発言し過ぎの部分も確かにあるとは思いますが、委員長席を降りてということであれば、今後の常任委員会及び特別委員会についても、委員長が自らの意見を言うときには全て委員長席を降りて発言せざるを得ないということになります。

山田伸幸議員 特に今回は委員長自らの問題が問われているわけですから、そういった他の議案とはちょっと違っていると。委員長のことが問題になり、そして自らそれを弁明するということが何回も出てくるわけです。そういったときには、進行をせめて副委員長に任せて、自分は、もし委員から意見を求められたら、意見を言うというような形を取るべきではなかったかと思えます。

高松秀樹委員 だから、先ほど事務局に委員長が除斥扱いになるのかと聞きました。そうしたら、事務局は「そうでありません」ということであつたので、そうであれば必要ないと思えます。

山田伸幸議員 事務局に確認ですけど、先ほどそういう説明でしたか。

中村議会事務局主査兼議事係長 はい、そのつもりで発言しています。

河野朋子委員 これが、正式な除斥対象にならないのは理解もできますが、常識的に自分のことを議論するときに、自ら発言するのはやはりちょっとはばかるかことは、少しあっていいのかなという感じはしました。それは別として、私が思ったのは、当時、7月8日の委員会記録を見る限りでは、議運で議論すべき意見がかなり出ていました。発言されない方がどう思われたかということまでは確認されていなくて、そういった表に出た意見を見た限りでは、むしろ議運にという意見のほうが多かったような印象があったにもかかわらず、採決というか、そういう挙手できちんと確認をしない中で、そのように広聴特別委員会だと委員長がまとめられたことに対して少し違和感がありました。それも当事者である自分のことに対する確認がちょっと足らなかったんじゃないかという印象を持ったので、その委員会運営についてのことを先ほど取り上げたわけです。

中村議会事務局主査兼議事係長 除斥のことをいろいろおっしゃってましたので一応改めてちょっと整理します。委員会条例第18条には、委員長及び委員の除斥が記載してあります。3年前の議会運営委員会においても、モニターの意見の取扱いで、当時の議運の委員長に対する除斥案件の質問が出ました。そのときと回答は同じなんですけど、結論としてはさっき言ったように当たらないということです。内容としては、委員長個人、一身上に関する事件や、委員長個人が従事する業務に直接利害関係のある事件には当たらないという判断で、同じ判断をして今回はよろしいんじゃないかなという解釈をしています。

高松秀樹委員 河野委員が委員会運営のことを言われました。委員会運営と言葉は今使われませんでしたけど、強引に広聴特別委員会で取り扱うようにしたというところは、僕もその場におったんですけど、そう感じまし

た。陳情者も同じように感じたからこういう文書を出してきたと思います。でも私が言ったのは、その手続的にどうなったのかというところで、いわゆる簡易採決を取った、つまり異議なし採決、簡易採決を取ったと理解しております。そこで「異議ありませんか」とたしか言って、「異議なし」という声があったと。その中で先に進めたというところは事実としてあるのかなと思います。簡易採決も採決の一つの方法なんで、これは正当に評価されるべきだと思いますが、広聴特別委員会以外の議運のメンバーは、議事録を読まれてそういう発言をされたと思います。その部分は、確かに半ば強引に行ったんじゃないのと言われれば、恐らくそのとおりで、そういう委員会運営があったのは事実だと思います。でも、結果とはリンクしないと思っておりますし、さらに先ほど言いましたように、広聴特別委員会で既に議論し、最終結論を出しておりますので、このまま広聴特別委員会での議論で問題ないと思っております。

山田伸幸議員 広聴特別委員会での結論というのはどういったものだったんでしょうか。

長谷川知司委員長 山田議員が気になるのは分かりますが、この陳情書とその問題が必ず要りますかね。

山田伸幸議員 いや、だからそういう説明があったから聞いてみたんです。だからどういう結論だったのかなと思って。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 ちょっと手を挙げてください。私から言いますと、私も広聴特別委員でしたので、結論は出ましたけど、まだ言葉の字句については委員長と副委員長において皆さんが言われた意見をまとめていくということでもあります。先ほど高松委員が言われましたように、それについては今、広聴特別委員会のほうで回答もまとめられたということで、広聴特別委員会でされたらどうかという意見がありまして、それについて皆さん異議があればお聞きしますが、どうでしょうか。

河野朋子委員 異議はありません。ありませんが、やはりこういう陳情者がこういうことをまた重ねて出されたことの意味を、今高松委員からも聞いて、少し理解ができるわけです。なぜこういうことを再び出されたかということは、やはり、少し問題があったと認識するべきじゃないかと思います。広聴特別委員会の委員会運営の在り方とか、そういった個人のことを取り上げられたときに、どういった行動を取るかとか、そういったことについては、ちょっと考え直す必要もあるかなと思います。手続的には、広聴特別委員会でやられたことに対しては、異議はありません。

高松秀樹委員 そのとおりで、手続的には問題なかったんですが、ずっと恐らく、この陳情者は広聴特別委員会を見ていて、やっぱり委員長の委員会運営又は委員の委員会に参画する姿勢について違和感を持たれたんだと思っています。それについて、我々はやっぱり真摯に受け取って、今後の委員会運営及び委員長の姿勢については、しっかり襟を正していく必要があるとは思っております。

山田伸幸議員 ちょっと事務局に確認するんですが、そういった陳情書、あるいはモニターからの意見は、一応最初は広聴委員会で振り分けを決めていくのが通例だったんですか、それとも、議会運営委員会で行うのが通例だったんですか。

島津議会事務局次長 モニター制度は議会運営委員会が作りまして、所管が議会運営委員会でした。それから、今期になってから、所管を広聴特別委員会に変えましたので、要綱上も、モニター意見の取扱いは、広聴特別委員会でとなっていて、必要によっては他の委員会の意見を聞くとなっています。

高松秀樹委員 事務局にお聞きしたいんですけど、例えば広聴特別委員会で議決をもって結論を出しましたと。それを審議やり直しということで、他

の委員会が所管することは、できるんですか、できないんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 はっきり何かに書いてあるかというところとそこまで分かりませんが、今のお話だと通常できないと思います。

山田伸幸議員 普通ならですね振り分けるというか所管を決めるときに、そこでもし異議があるなら、そこで何らかの意見交換があつてしかるべきですけど、少なくとも今までそれはなかったの、そこはそれでよかったんだろうと思います。

長谷川知司委員長 先ほど高松委員や河野委員も言われましたように、あくまでも陳情者の趣旨を私たちもよく酌み取らないといけないと思います。そういうことで、これについては、今後私たちも真摯に対応していくべきだということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、1はこれで終わります。2、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

山田伸幸議員 全国市議会議長会の求めでありますので、これまでだったら、これに応じた意見書等を作成して提出するというところだろうと思うんですけど、これは、そういう取扱いをすべきではないかなと思います。

長谷川知司委員長 ほかに皆様、ないですか。これについては賛成ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局主査兼議事係長 ということで、次回の議会運営委員会に議案の案を皆さんにお示しして、予定では最終日に上程でよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

長谷川知司委員長 では、次に3、政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、資料1です。これについて事務局から説明をお願いします。

原田議会事務局議事係主任 全国的に押印廃止の事務を執行部も進めておりました、市議会の様式の関係についても、押印廃止について、次の改選時からスタートできるように準備を進めております。政務活動費の関係の押印廃止については、全国市議会議長会から執行部の補助金申請や報告書と整合性を取るべきという旨の通知が来ております。執行部に確認したところ、本市においては、補助金関係について、押印を全て廃止したということでしたので、執行部に市議会の様式も合わせることにしようと思っております。資料1にあります、政務活動費の交付に関する条例に印鑑が必要なものがありますので、様式に「㊟」とあるものを、この度削除したいと考えております。以上です。

長谷川知司委員長 このことについて、皆様意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、事務局の説明どおり改正するというところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

原田議会事務局議事係主任 補足ですけど、次回の議会運営委員会で議案の案を出させていただいて、9月14日の本会議最終日に、議案上程という形を取らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

長谷川知司委員長 一応皆さん了解で。（「はい」と呼ぶ者あり）では4、会派について。会派については3人でとしておりますが、2人会派を認めてほしいという意見がありました。それについて今まで話した中では、2人会派ということにはまだ固まっておりません。2人会派を認めてもいいという方もいらっしゃいますし、いや2人会派は政党だけだという意見もありました。そうした中で、これについて皆様方からまた意見が変わったとか、あるいはこういう提案とかというのがあればお聞きします。（「ありません」と呼ぶ者あり）これについてはちょっともう審議が進まないと思いますが、どうでしょうか。（発言する者あり）もう1回確認しますね。政党会派であれば2人で認めるというところもあれば、政

党会派以外でも2人を認めるというところがありまして、まだそこについて皆さんの意見の一致を得られていないという状態です。これについて、それぞれの皆さんの意見がもし変わったり、あるいは提案があったりすればお聞きしたいということですが、意見変更はありませんということでしたので、これについては、これ以上審議が進まないように思います。皆様から、もっと意見があればお聞きします。

山田伸幸議員 政党であれば2人で認める、認めないということで分かれているということなんでしょうか。

長谷川知司委員長 まず2人会派を認めるかどうかという中で、認めてもいいよという人もいれば、2人会派を認めるのは政党だけだと、それ以外は認めないよということで意見が分かれているわけなんですね。だからまだその2人会派について、ちょっとまだ意見が固まっていないということです。これについては、今日はちょっとこれ以上の審議ができないということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次回もし提案があれば、その他の項でも提案していただければと思います。次、議長任期について。これについて、事務局からあればお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 一度、議運の中で正式に出た記憶がありまして、委員長に確認して、付議事項に入れるということでしたので、今日ここに提示しております。そのとき以降、またこれも同様に委員の皆さん、それから委員外議員の皆さんのお考えがあればお話しできるんじゃないかなと思った次第です。

長谷川知司委員長 現在は議長任期4年ということで進めております。ただ8年前までは、申し合わせ事項で2年ということもありました。この度議長任期2年でどうかという意見がありました。それについてまだ皆様の意見を完全に把握していないということと、会派以外の方の意見も聞いたらどうかというのがありました。会派外の皆様から意見を聞くと、全

ての方が、2年がいいということではありませんでした。4年がいいという人もいらっしゃいますし、まだどちらとも言えないという人もいらっしゃいました。それ以外の7名の方は、2年のほうがいいということでした。これはあくまでも会派外の方の意見、参考意見ということで報告します。皆様方から何か意見があれば。

山田伸幸議員 これまでも言ってまいりましたけれど、地方自治法の規定では4年ですので、それを守るべきだと思います。

伊場勇副委員長 議長任期については、自治法どおりの4年に戻された。これは議会改革の一環として4年に戻された中で、今回その議題に上がっているのは、半分の2年としてみてもどうかということだと思います。以前に2年だったときから8年たった今の状況というのは同じではないというところで議論を進めなきゃいけないという中で、他市の状況等々は参考までにするぐらいでいいと思うんですが、これからの本市議会を運営することに当たって、4年と2年でどう違うのかというところを話し合わなきゃいけないと思っています。2年にすることによって、前回少しお話ししたのは、やはり議会の中の活性化が進むんじゃないかとか、執行部との緊張感が4年よりも2年のほうが図れるんじゃないかといったようなことも思うところがあります。ただ、その根拠として、それが自治法4年となっているところをわざわざ申し合わせ事項で2年にするというところにまで至るのかどうかは、しっかり議論していかなきゃいけないかなと思っています。今のところは以上です。

杉本保喜議員 自治法では4年ということになるんですけれども、やはり私たちの8年間を振り返ってみて、4年で良かったなと本当に言い切れるかなという人は、何人かおるわけですね。私個人的には、2年にして継続は妨げないというような形で、みんなで話し合うほうがいいんじゃないかなと思います。それは先ほど意見にありましたように、緊張感というものも、一つは大切なことだと思います。

高松秀樹委員 この件は重要なことなので会派で協議しました。私の立場は、山田議員が言われるように、議会基本条例を作るときに、議長の任期は議員の任期とするところをから引っ張り出して4年ということでしたが、会派のほかのメンバーは、もう2年にしたいと。いろんな理由がありました。その理由はちょっと覚えてないんでここでは言えないんですが、そういうことがあって会派としてはもう4年ではなくて2年で行こうという話で、取りあえず来ております。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。これについてはどうでしょうかね。次回また話すということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、5については次回ということです。6、陳情書「山田議員の不適切発言から見る議会、議員の在り方について」、資料2を御覧ください。ちょっと待ってくださいね。事務局これは、山田委員は除斥対象ですか。どうですかね。出ていらっしゃいますが。（発言する者あり）ということで、在席のままでお願いしたいと思います。皆さん、要望書は見られましたか。今日初めてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 資料2になります。内容としては、4月13日の議運の結論から、こうこうこうであるという要望です。議会から措置がされていないという内容だと。それがまず1番です。2番は、定例会において、今副議長もいらっしゃいますけど、矢田議員がこうこうこういう発言をしているので、どう処理するのかというところで、それに対しては、「関係者と協議の上、きちんと処理する」という回答を議長が議場で発言されているんですが、これもまだ不明確だと。陳情者は、この件を単体ではなくて、ここの6番の付議事項にある、3月頭ぐらいい出された陳情についての継続資料という御意思で出されてきました。ですので、委員会で決定されても、この件で参考人招致によって出席する意思はないと、もう全て話しているのでもう後はこちらを見てくださいとい

うことでした。以上です。

長谷川知司委員長 この要望書については、追加資料という形で、要望者が出されたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これについて皆様方から意見があれば。ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では措置、それとまた、議長の関係者との協議の上というのもありますので、これはそういうことを議長とも話しまして、また次回、御報告できればいいし、できなければできないということでまたきちんと審議したいと思います。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では7。その他として、全員協議会の開催日、9月14日火曜日、午前9時15分、議運決定事項を報告するという事です。事務局、これでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員 要するにこの第76回を報告するわけでしょ。これだけだったからこんなに要りますか、時間が。

長谷川知司委員長 ちょっと待ってください。事務局どうぞ。

中村議会事務局主査兼議事係長 たしか9月7日にもう1回議運が予定されています。このままいけば第77回になろうかと思います。この間の全協で報告した以降で報告できる案件をするということが一つです。時間については、ここで皆さんが、9時半で十分と判断されれば、今のところ、次回、この陳情の件で何か報告するようなことがあるとか、何かあれば別ですけど、そこは皆さんで御相談されて大丈夫じゃないかと。あとは委員長と議長との関係だと思います。

山田伸幸議員 次回に先ほど言った2の意見書が出るということでよろしいですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 先ほどお伝えしたと思います。次回に議案と

して案を提示して、本会議最終日に上程です。

長谷川知司委員長 3も一緒です。

中村議会事務局主査兼議事係長 そうなります。

長谷川知司委員長 皆様方から、9時15分をもうちょっと下げてもいいんじゃないかという意見があればお聞きします。(発言する者あり)やはり慎重審議すべきと思いますので、一応9時15分でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)一応7まで終わりました。皆様方、ほかに何かありますか。事務局から何かありますか。

山田伸幸議員 以前のことを言って申し訳ないんですけど、以前は引退される議員が本会議場で何らか一言ありました。しかし、最近はされておられません。そういったことの必要性があるんじゃないかなと思うんですけど、もしよかったら、ちょっと皆さんの御意見をお聞かせいただけたらと思いました。

小野泰議長 実は本会議最終日の一番最後に、市長が、皆さん方4年間お疲れでございましたというような謝辞といいますか、そういうのを述べられるということを聞きました。それで、そのことも踏まえまして、河崎議員、河野議員、私と3人で相談しまして、一旦本会議を閉じて、それから、少しずつ、それぞれが挨拶をさせてもらおうかなと思っております。ちょっと残ってもらっておって。(「放送しないんですか」と呼ぶ者あり)閉じて、執行部に残っておっていただいてということです。

島津議会事務局次長 4年前は、放送はありませんでしたが、全員協議会で御挨拶をされております。

長谷川知司委員長 全員協議会ということは、執行部はいらっしやらないとい

うことですね。

島津議会事務局次長 はい、そうなります。

長谷川知司委員長 今議長が言われたのは議場で本会議が終わって、そのままその場で1回閉じてから挨拶ということなんで、執行部もいるということですね。(発言する者あり)

中村議会事務局主査兼議事係長 山田議員がおっしゃったのは、恐らく本会議の一番最後という意味じゃないですかね。そこでやったらどうかということでした。議長がお話しされたのは、本会議を閉じてから、映像もきちんと止めてから挨拶を受ける、そして執行部も残った状態ということですね。(発言する者あり)だから正式なところではないということですね。

長谷川知司委員長 そのほかありますか。議長、副議長から何かありますか。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)事務局から何かありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、これで第76回議会運営委員会を閉じます。はい、お疲れ様でした。

---

午前11時15分 散会

---

令和3年(2021年)9月3日

議会運営委員長 長谷川 知 司